

行橋市立小中学校  
使用済 GIGA スクール端末等売扱仕様書

令和 7 年 1 月

行橋市教育委員会

## 【件名】

行橋市立小中学校使用済 GIGA スクール端末等売扱

### 1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、端末を適切に処分する必要性も極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

### 2. 受注条件

- (1) 公告日から引き続き、受注者（以下「買受人」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、福岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Apple Japan 合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、入札参加申込時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買受人が「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和6年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）を有していること。なお、入札参加申込時に認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

### 3. 業務内容

- (1) 買受人の業務は、行橋市立小中学校で児童生徒が使用していた GIGA スクール端末等を回収し、買受人の認定計画に準拠して、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

- (2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「8. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。
- (3) 端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収・運搬に必要な車両の確保や必要な作業に係る経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。
- (4) 本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

#### 4. 履行期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

#### 5. 引渡し対象品

GIGA スクール端末 iPad 第8世代 Wi-Fi モデル 1, 950台

※端末本体の他に端末の付属品（ACアダプタ・充電ケーブル・キーボードケース等）も引渡し対象とすること。ただし、付属品については、端末本体の台数よりも少ない可能性があるため、そのことを踏まえて買受金額を算出すること。

#### 6. 予定数量・引渡し場所

予定数量、引渡し場所は、別紙に記載の内容による。ただし、実際に引き渡す数量は、契約締結後に発注者（以下「売主」という。）と買受人で協議、確認のうえで確定した数量（以下「確定数量」という。）とする。

#### 7. 引渡しの方法

発注者（以下「売主」という。）及び買受人は、対象品を引き渡す日時・場所・数量等について事前に協議を実施する。買受人は協議内容に基づき、端末を回収するための専用ケースを別紙に記載の引渡し場所に配布し、売主が引渡し場所にて梱包した端末等を回収する。その際は、引渡しに必要な車両等を手配するとともに、適切に運搬する。

#### 8. 処分方法

- 買受人は、別紙に記載の引渡し場所から端末を回収し、下記を満たす形で処分を実施すること。
- (1) 「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における認定計画に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持

ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等) の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

- (3) 買受人の認定計画に準拠した処分(再使用・再資源化)を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月改訂、以下「セキュリティガイドライン」という。)に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法(以下、「上書き消去方式」という。)で確実に消去を行うことを原則とする。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊(SSD・eMMCを使用している場合は2mmを目安に粉碎処理すること等)を行うこと。
- (4) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (5) 買受人の認定計画に基づき、GIGAスクール端末を再使用する場合は、売扱人が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

## 9. 履行確認及び買受金の支払い

買受人より提出を受けたデータ消去完了証明書の内容確認をもって、各端末のデータ消去作業の履行確認とする。履行確認後、買受人は、買受金(確定数量に契約単価を乗じて算出される金額)の支払い手続きを速やかに行い、期限までに一括で支払うこと。

## 10. 協議事項

売扱人の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売扱人と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売扱人の担当職員と協議し、その指示に従うこと。

## 11. 留意事項

### (1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、売扱人の責に帰すべきものを除き、全て買受人の責任において処理すること。

### (2) その他

- ・買受人は、入札参加申込時に受注条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買受人は、業務の従事者に対し、

個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

- ・本業務に係る費用には、業務の遂行に必要な経費一切を含めるものとする。
- ・本仕様書に明示されていない事項であっても、その履行に際しての必要な事項については、売扱人と協議のうえ、誠実に対応すること。
- ・本仕様書に関して、確認、変更が必要な事項が生じた場合は、売扱人と協議すること。
- ・買受人は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに売扱人が受ける影響が最小限となる措置を講じ、売扱人へ当該事由及び措置した内容について、速やかに書面をもって通知すること。
- ・買受人の受注作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売扱人は契約を解除する事ができる。その場合、売扱人は買受人に対する補償等は一切行わない。

(別紙) 予定数量・引渡し場所

項番	名 称	住 所	引渡し端末予定数量
1	行橋小学校	行橋市大橋二丁目 17 番 1 号	9 4 台
2	行橋南小学校	行橋市南大橋二丁目 5 番 1 号	9 7 台
3	行橋北小学校	行橋市行事六丁目 20 番 1 号	7 1 台
4	椿市小学校	行橋市大字長尾 530 番地	1 7 台
5	稗田小学校	行橋市大字下稗田 967 番地	1 9 台
6	延永小学校	行橋市大字上津熊 125 番地	8 2 台
7	今川小学校	行橋市大字宝山 857 番地	6 9 台
8	泉小学校	行橋市泉中央四丁目 1 番 1 号	1 2 8 台
9	今元小学校	行橋市大字元永 687 番地	2 0 台
10	蓑島小学校	行橋市大字蓑島 841 番地 1	0 台
11	仲津小学校	行橋市大字道場寺 1439 番地	4 1 台
12	行橋中学校	行橋市大橋一丁目 11 番 1 号	0 台
13	中京中学校	行橋市大字天生田 545 番地	2 5 0 台
14	泉中学校	行橋市西泉五丁目 7 番 1 号	3 9 5 台
15	今元中学校	行橋市大字今井 896 番地 1	1 2 3 台
16	仲津中学校	行橋市大字稻童 3104 番地	1 3 1 台
17	長峡中学校	行橋市大字延永 6 番地	2 5 6 台
18	行橋市役所	行橋市中央一丁目 1 番 1 号	1 5 7 台

※上記の端末台数は、児童生徒数の増減等により変動する場合がある。